

諸外国法制一覽(抗弁接続又はそれに類似する制度の有無について)(中間報告)

	EU	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
分割・リボについて	<p>適用なし</p> <p>2008年に、1987年消費者信用指令の廃止を伴う新指令が成立(DIRECTIVE 2008/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008 on credit agreements for consumers and repealing Council Directive 87/102/EEC)。</p> <p>2008年指令15条-2.においては、結合された信用契約('linked credit agreements')において商品・役務が不達等の場合に、「消費者が商品・役務提供者に対して法的救済を求めたが、失敗したとき」、信用供与者に対して救済を求める権利を消費者に認めている。</p> <p>結合された信用契約は、商品供給者等自身が消費者のために信用を供与する場合、あるいは、第三者により信用供与される場合は、信用供与者が信用契約の締結又は準備に関連して供給者等の協力を利用する場合、もしくは特定の商品等が信用契約中で明白に特定されている場合に、存在すると見なされる(2008年指令3条n) ii))。</p> <p>もともと、クレジットカード取引に係る契約は、分割・リボであれ、マンスリーであれ、結合された信用契約には該当しないと考えられる。</p>	<p>適用なし</p> <p>与信取引が「紐付き与信(credit lié ou credit affecté)」ないし「関連貸付」(消費法典L311-1条9°)に該当する場合、クーリング・オフ運動(同L311-38)等、借主は抗弁接続以上の手厚い消費者保護を受ける。</p> <p>しかし、リボルビング・ローンは紐付き与信に該当しないとされているため、「与信カード」(carte de crédit、我が国のリボルビング方式のクレジットカードに相当。)取引において消費法典上の消費者保護は適用されない(抗弁の切断)。</p> <p>(※1)</p>	<p>適用なし</p> <p>信用供与者・顧客間の金銭消費貸借契約と売主・顧客間の売買契約とは、法的に分離・独立したものと考えられている(分離理論(Trennungstheorie))が、両者が経済的一体性を持つと評価できる場合には、「結合された契約(Verbundene Verträge)」(BGB358条)として、抗弁接続ないし抗弁の貫徹(Einwendungsdurchgriff、BGB359条)が認められる(※2)。</p> <p>もともと、クレジットカード取引は、そもそも民法358条に言う「結合された契約」に該当しないため、分割・リボであれ、マンスリーであれ、抗弁接続ないし抗弁の貫徹の規定は原則として適用されない(例外は特定の販売店ないしグループのみで使用できるハウスカードの場合)。</p>	<p>適用あり</p> <p>1974年消費者信用法75条は、債務者・債権者・供給者契約について、供給者による契約違反の場合の債権者の連帯責任及び供給者に対する債権者の求償権を定めている。</p>	<p>適用あり</p> <p>貸付真実法(Truth in Lending Act)170条及び貸付真実規則(Regulation Z)226.12条(c)において、カード発行者(card issuer)に対する消費者の抗弁又は請求権の主張を認める規定が定められており、クレジットカード(リボルビング方式)に適用される、との指摘がなされている。</p>
マンスリークリア等の短期支払手段又は無償支払手段について	<p>適用なし</p> <p>適用除外の1つとして、2008年指令2条-2.(f)は、「credit agreements where the credit is granted free of interest and without any other charges and credit agreements under the terms of which the credit has to be repaid within three months and only insignificant charges are payable:」を定めている。</p> <p>上欄のように、クレジットカード取引に係る契約は、分割・リボであれ、マンスリーであれ、結合された信用契約には該当しないと考えられる。</p>	<p>適用なし</p> <p>「支払カード」(carte de paiement、我が国におけるデビットカード又はマンスリークリア方式のクレジットカードに相当。)に係る取引については、形式上は消費法典の適用対象となり得るが、同法典においては、「引き落としの猶予が40日を超えず利息を生じないカード取引」が明文で適用除外とされている(同L311-3条10°)。</p> <p>なお、支払カードについては、通貨金融法典上の「小切手・手形以外の支払手段に関する規律」(L133-1条以下)が適用され、「支払指図の撤回不能性」が原則とされる(同L133-3条II-b、L133-8条II-1項)とともに、その帰結として「抗弁の切断」が導かれる。</p> <p>(※1)</p>	<p>適用なし</p> <p>ドイツのクレジットカード取引ではマンスリークリア方式が支配的であるところ、3か月以内に返済されなければならず、かつ、信用費用が僅かな場合(マンスリークリアカード利用による取引はこれに該当する)には、BGB上の消費者保護規定がそもそも全体として適用されない(BGB491条2項3号)。</p> <p>また、クレジットカード取引は、そもそも民法358条に言う「結合された契約」に該当しないため、抗弁接続ないし抗弁の貫徹の規定が原則として適用されないことは、上欄のとおり。</p>	<p>調査中</p> <p>1974年消費者信用法の適用除外を定める命令3条(1)(a)(ii)により翌月一括払いには同法が適用されないとの指摘や、2010年消費者信用(EU指令)規則24条により追加された75条3項(C)(ii)により、75条は1回払いに適用されないとの指摘がなされている。</p> <p>もともと、「クレジットカード(原則的にはリボルビング払い)を利用して商品を購入し、支払時に1回払いを選択した場合にも75条が適用される。その一方で、デビットカードやチャージカード(1回払い専用カード)の場合は、75条の適用はない。」との指摘がある(※3)一方、「翌月一括払いのクレジットカードには、75条の適用がない」とする文献(※4)や指摘もある。</p> <p>なお、英国におけるクレジットカードの利用時に支払回数を選択する商慣行の存在は、事務局においては現在確認できておらず、クレジットカードを利用し(すなわちリボルビング取引となる)、支払時に結果的に1回で支払った場合については、我が国で議論されているマンスリークリア取引とは取引の種類が異なるのではないか。</p>	<p>調査中</p> <p>貸付真実法170条及び貸付真実規則226.12条(c)において、消費者がカード発行者(card issuer)に対し抗弁又は請求権の主張を認める規定が定められている。</p> <p>貸付真実規則226.1条(c)(1)の定める同規則の適用範囲(Coverage)は、①消費者に対する信用供与である、②信用の提供または供与が常時行われる、③金融料を課しているか、あるいは書面による4回以上の分割払いである、④主に個人、家族、世帯の目的のための信用である、という4要件を満たす信用供与である。</p> <p>但し、同条(c)(2)は、この適用範囲外においても、例外的に適用範囲とされる場合がある旨を定めており、同規則Subpart B、(第226.5条～第226.16条)に定める消費者保護規定については、「債権者(creditor)」を「オープンエンド信用(open-end credit)を供与するカード発行者、または金融料を課さず、書面の合意により4回以上に分割して支払うことのできない信用を供与するカード発行者」と定義している(Reg.Z第226.2条(a)(17)(iii))。</p> <p>したがって、チャージカードにも適用される、との指摘がなされている。</p> <p>一方、同法161条(誤請求の訂正)についてはともかく、同法170条はリボ方式に限定される、との指摘もなされている。</p> <p>(継続調査中)</p>

出典： 下記の各文献及びヒアリング等を基に事務局作成。
 ※1 白石大「フランス法におけるクレジットカード取引の諸問題」(CCRクレジット研究第3号・137頁)
 ※2 渡辺達徳「消費者信用契約における「結合された契約」—撤回権および抗弁の貫徹・既払い金の返還をめぐって」(クレジット研究第30号・128頁)
 ※3 【日弁連調査】クレジット規制に関する訪英調査報告(要約)(2007年・日弁連)
 ※4 尾島茂樹「イギリス消費者信用法の現在」(クレジット研究第34号・12頁)

注： ○ なお、諸外国においては、支払いに用いられるカードの分類が日本と異なることが多い。
 日本におけるクレジットカード(マンスリークリア・分割リボ併用の)に近い種類の取引を見ると、マンスリークリア専用カードをチャージカード、リボ専用カードをクレジットカードと呼ぶ一方、日本型の併用カードは存在しない事例が多いと指摘されている。